

平成二十七年十二月十日発行
皇學館論叢第四十八卷第六号
抜刷

『好色五人女』卷二における「ぬけ参り」の意味

速
水
香
織

『好色五人女』卷二における「ぬけ参り」の意味

速 水 香 織

□ 要 旨

『好色五人女』卷二において評価が分かれる「ぬけ参り」の必然性について考察する。おせんと樗屋との逢瀬の手段として、老婆「ごさん」が提案した「ぬけ参り」は、終盤に描かれるおせんの破滅を予言する仕掛となっている。

第五章でおせんは、麴屋宅で密通の濡れ衣を着せられた仕返しに本来に不義を働き破滅するが、当時、現実世界でも男女同伴のぬけ参りが強く非難されていたことを考えると、麴屋宅での事件は、おせんが《ぬけ参りに男女同伴した女》と周囲に認識されていたことから必然であったと解釈される。

加えて、おせんに「ぬけ参り」を唆した老女ごさんが「子おろし」という極めて不吉な人物として設定されていることは、当時罪業を減するとされていた伊勢参宮を提案する役割に説得性を持たせている。本話に展開する「ぬけ参り」は、潔癖な貞女であったはずのおせんが破滅するための、自然且つ効果的な仕掛となることが理解される。

□ キーワード

『好色五人女』・おせん・抜け参り・子おろし・貞女

はじめに

『好色五人女』（貞享三年刊、五卷五冊）は西鶴五作目の浮世草子にあたる作品である。本作は、実際に起こった男女の事件を題材としながらも内容の大部分が西鶴の創作に成るため、その執筆意図について従来様々な分析がなされ、論議が展開されてきた。^①

中でも、巻二「情を入し樽屋物かたり」（以下「巻二」）への評価は、特にその場面展開のあり方について賛否が分かれる。早く森銚三氏は「ぬけ参り」の場面を「本筋と無関係な抜参りのことを長々と書立てて紙面を埋めている」とし、文章を「間延びした平弱なもの」と酷評する。^②一方富士昭雄氏は、巻二を『五人女』の中では低く評価されがち」としつつ、密通事件の扱いについて「当時の読者は破局を予知していたわけで、おせんの密通と破滅という山場が終章に置かれている事は、当時にあつてはそれなりに効果的な手法であつたといえよう」と分析し、江本裕氏もまた「西鶴の創作であり、かつ事件が時間的にも西鶴に身近にあつたことを」考慮し、密通事件の描写を「作者の意図的方法であつたことを知らねばならない」と、本話に積極的な評価を与える。^④

この本話における諸問題を考えるにあたり、物語の中盤を占める「ぬけ参り」の持つ意味を検討する。その上で、先行作品からの影響をも踏まえつつ、主人公おせん並びに場面展開を導く重要人物としての「こさん」の造形及び役割についても考察する。

一、「ぬけ参り」への意識とおせんへの評価

被支配階級にある人物が家長や主人の許可を得ずに家を抜け出し参宮する抜け参りは近世初期には既に全国的な広がりをを見せていたが、元禄期半ば頃までは諸藩において処罰の対象であつたらしい。例えば日向国高鍋藩の記録『高鍋藩御仕置年代記事』元禄五年条には「郷中の者無願抜け参り致すもの、五十日自飯ニて御普請方へ召仕われ候」と定められており、重罰とはいかないまでも、歴とした仕置の対象となつてゐることが確認されるし、仙台藩等においては抜け参りの実行者を処罰した記録の残ることが新城常三氏によつて報告されている。⁽⁶⁾伊勢国の遠隔地において抜に、身分的封建制度からの一時的離脱が為政者に不安視されたことが根底にあつたと考えられる。すなわち、支配する側にとつて、抜け参りは歓迎すべき事象ではあり得なかつたし、それは都市部の商家にとつても同様であつた。とはいへ、被支配階級（特に奉公人や子女）及び貧者にとつてほとんど唯一の参宮方法であつた抜け参りは、あくまで《厚い信仰心に基づく》ことを以て許諾され得る行為となつてゆく。⁽⁷⁾このような社会意識の変容を反映してか、寛文年間以降に成立した仮名草子には「抜け参りした人物が神の擁護を得た」と語る逸話が散見するようになる。ただしこれは、当時において抜け参りが野放図に奨励されていたことを意味してゐるわけではない。説話の中では神明の擁護を受けるべき行為と位置付けられてゐる抜け参りは、あくまで《厚い信仰心に基づく》ことを、いわば免罪符として社会的に容認される風潮にあつたのであつて、信仰を建前として、遊興に耽る魂胆の男女が抜け参りに連立つことが厳しい非難に晒される行為であつたことは、これに係る神罰の逸話からも知られよう。⁽⁸⁾

『好色五人女』巻二における「ぬけ参り」の意味（速水）

以上のような認識は、時代を下り、抜け参りが盛行する時期においても、教訓として生きている。例えば、明和の御蔭参りが発生した時期に出版された、天照大神と弘法大師が抜け参りの是非について問答する明和八年刊『抜参夢物語』（是道子著、一卷、京都菊屋安兵衛刊）には、次のような問答が見られる。⁹⁾

（前略） 大切なる主親にことほりもせず人目を忍びて抜出るが是則謀計なり扱首尾よくぬけ出て我思ふまゝに参宮して帰るが是則利潤也。かくのごとく謀計をもふけて我思ふまゝに参宮して合帰るは眼前の利潤なれども是非道にして正直にあらざればこれ朕悪む所也（中略） 就中不埒なるは夫ある女の抜参り也。女は幼時は父母に随ひ嫁しては夫にしたがふは女の習ひなり。女は取わけ別を正しくすべきこと也（中略） 然るに何国の牛の骨やら知らぬものと席を同じくし同前にて浴するやらくらがりを行やら後には密通など仕出し。日数かさなり帰る期なく似せ気違いなどになりさまぐの手だてをこしらへ夫はいふに及ばず町所の世話に成やうく帰るもあり。

同書では、奉公人の抜け参りを「非道」と断じ、とりわけ「夫ある女」のぬけ参りが不埒であると説く。このような、ぬけ参りの道中で見ず知らずの男と同席し、果てには密通に及ぶことを女の「不埒なる」行為とする姿勢は、『西鶴織留』巻四の三「諸国の人を見知るは伊勢」においても共通する。¹⁰⁾ 夫ある女の男性を同伴した抜け参りに雇われた唄が、これを「いたづら参り」と称し「あのばちあたりども目が（中略）男のある女房にぬけ参りをすゝめ、親かたへ聞へたらば、追出さるるはしれた事」と罵るように、男女同伴のぬけ参りが元禄当時から非難の対象であつたことは踏まえておく必要がある。本話でも、抜け参りから帰つたおせんと久七とを内儀が叱責する場面があり、抜け参りは盛んに行われていたものの、実行者を支配する側にとっては歓迎されるものではなく、特に夫婦関係にない男女の抜け参りは、既に信仰の顛れではなく『非難されるべき淫らな行為』と認識されていたことを確認しておきたい。

おせんの樽屋との逢瀬を果たす隠れ蓑に「ぬけ参り」を利用する行為からは、信仰を蔑ろにする人物に厳しい神罰

が下るといふ、類型化された神仏靈驗譚⁽¹⁾が当然想起される。このような神罰は、久七がおせんのぬけ参りに同道しようとした際、こさんが「殊更此神はさやうの事をかたく嫌ひ給へば、世に恥さらせし人、見及び聞伝へしなり」と告げることからも判るように、貞享・元禄期には伊勢参宮周辺の話題としてよく語られていた。⁽¹²⁾

以上をふまえ、物語冒頭からぬけ参り出立、帰坂までの流れを確認しつつ、本話における「ぬけ参り」の必然性を検討してゆく。本話は、子おろしの老婆・こさんが樽屋の苦しい恋心を打ち明けられ、恋の橋渡しを請け負うところから物語が展開する。こさんはおせんに籠絡すべく、馬鹿踊の夜に、おせんに執心する男に襲われたと偽っておせんの奉公先に駆け込む。翌朝、見舞に訪れたおせんは「女心のはかなく」こさんの芝居を真に受けて泣き出し「我に心ある人（中略）おもはくしらせ給はば、それをいたづらにはなさじ」と反応する。そして樽屋とおせんとを引き合わせる手段として、こさんは唐突にぬけ参りを提案するが、森氏が「本筋と無関係」と位置づけるように、ここでは物語の展開における「ぬけ参り」の必然性が問題となる。おせんの主人にあたる隠居が「たまかならばとらすべき」といい、おせんがその気になった時点で、二人はすんなり祝言へと至り得る局面を迎えているにも係わらず、浮かれたおせんはぬけ参りを承諾してしまい、第三章では久七を交えた四人の旅道中が描かれることとなる。

ここで注目したいのは、ぬけ参りに同道した久七の存在である。ぬけ参り道中で、おせんをめぐつて樽屋との滑稽なまでの鞘当てを演じた久七は、結局はこさんを味方につけていた樽屋に出し抜かれて無駄足を踏んでいるにすぎない。しかしながら、周囲が「おせんと久七が二人で抜けた」と認識しているのは、内儀の「物好なるぬけ参りして（中略）やうもやうも二人つれで下向した事じゃ迄」という台詞からも明らかである。

久七が内議に厳しく咎められ、「申しわけ一つも埒あかず、罪なふしてうたがはれ」た末に出替りを待たず屋敷から放逐されるという、伊勢参宮によって利生を得るところか、真実を信用されないまま極めて現実的な罰を受けてい

るにも係らず、もう一方の当事者であるおせんには「別のことなく」、物語の終盤に差し掛かってもなお読者周知の事件を語らないという本話の構成は、竹野静雄氏が「他の浮世草子群とは決定的に異なる俗信の異化が認められる」と分析するように、話の展開において大きな違和感をもたらす要素と位置付けることができる。この、おせんの行為に対する本来的な評価とその処遇との齟齬が生みだす違和感は、前述のように、男女同伴でのぬけ参りは神異から離れた現実世界においてもまた非難を受けるべき行為であったことが加味され、第五章末尾においておせんが理不尽な仕打ちを受け、急激に破滅に向かう展開に強い説得性を添えていると考えられるのである。

第五章でおせんは、麴屋の女房から身に覚えのない不義の疑いを掛けられ、真実を告げても「是を更に合点」されず面罵されるという、久七同様の理不尽な目に遭う。これに過剰反応したおせんは女房の鼻を明かすために長左衛門を誘惑、宝引繩の晩に長左衛門に迫られ家に引き入れられるも樽屋に発見され、自害して果てることとなる。本場面でのおせんは、周囲の動きに流された短絡的な姿が強調されるのみで、歌祭文にある同情すべき要素は完全に削ぎ落とされる。前述のように賛否の分かれる場面であるが、麴屋の女房がおせんの正直な申し分を信じず頭から浮気を決め付けたのは、おせんが《朋輩の男と抜け参りに同伴した女》であり、さらには窮地に陥った男を簡単に見捨て、自分に思いを寄せる樽屋が現れば喜んでこれと結婚するという、誘う風あらば容易く靡く《移り気な女》であるという評価が前提となっているのではなからうか。法事の席でおせんを一日中口汚く罵り続けた女房が「りんきのふかき女」であったのは本文にある通りであるとしても、おせんの過去に敷かれた「ぬけ参り」からの伏線を踏まえれば、女房の誤解自体はむしろ予定調和とも言えるものであろう。

本話には「ぬけ参り」に始まり、こさんの「この神は」以下の台詞や第四章で起こる不吉な現象の連続と落雷、さらには同章末尾の「世に神あり」以下の言辭など、全編が神罰の予感に満ちながらも、結局おせんは超常的な出来事

ではなく、自らの軽率さに追い詰められたことになる。

当時、伊勢参宮にまつわる神異譚が広く世に知られると同時に、現実世界でも男女同伴のぬけ参りが非難的になつたという背景を置くとき、おせんがこさんの誘いに乗って男女同伴の「ぬけ参り」に出立するという展開は、魏屋宅での事件に必然性を生むべき評価をおせんに与える仕掛として機能していると解釈される。竹野氏が「参宮の不義の俗信」が様々な形で「命脈を保っている」にも係わらず樽屋とおせんが神罰を受けない点に、他の浮世草子群とは決定的に異なる俗信の異化が見られると分析し、同時に、当時本書を享受した読者層、すなわち「庶民はむしろ依然として伝統的な仏教や神道、民間信仰の中で暮らしていた」と指摘する¹⁵ように、逢瀬を夢見て男女同伴の「ぬけ参り」に出るという行為は将来の不幸を否応なく予感させたであろうし、同時に、最終章への効果的な仕掛になつたと思われるのである。

おせんが、こさんの言うままに男女同伴でのぬけ参りに出立し、それを遠因として破滅することとなつたという展開は、本話の挿絵からも伺える。『好色五人女』のうち卷三を除く各話には、挿絵のいづれかに稲妻紋様の衣装が描かれている。稲妻紋様は、桃山時代から能楽の衣装等に使用されはじめたと言われ、早くは『風俗図屏風』¹⁷にも描かれていることが確認できる。『五人女』と同時期に出版された貞享三年正月刊『諸国心中女』卷四の一「女扇の恋を諷らす」や同年十一月刊『好色一代女』卷一の三「舞曲遊興」等の挿画、更には『武家義理物語』卷三の一等、特に吉田半兵衛風の挿画にしばしば描かれる紋様ではあるが、『五人女』においてこの紋様は、必ず『死を近くに置く女』の衣装に描かれる。卷一では清十郎との心中に失敗し自害した遊女・皆川が、卷四では火刑となる場面直後の挿絵でお七が着用、卷五では困窮の余りさらし布狂言を演じるおまんが着用しているが、同場面本文に「けふをかぎりとなりはてし」とあるように、両親の財産を受け継ぐ直前、本来ここで源五兵衛と心中していたはずの場面であり、いず

『好色五人女』卷二における「ぬけ参り」の意味（速水）

れも男との恋に死ぬ覚悟を決め、死に至る最期の場面を描く挿絵でこの紋様が描かれることは注目に値する。巻二において稲妻紋様衣装は、おせんが着用する場面こそないものの、第四章にあるおせんの嫁入仕度を描いた挿絵の中で、嫁入り道具、すなわちおせんの衣装として、ごさんその人によって準備されているのである。

西鶴作品における挿画のあり方については、はやく信多純一氏による一連の論考があるが、巻二においては長澤麻衣子氏が登場人物の役割を挿画中の紋様によって示している可能性を指摘するように、本書の挿絵は、西鶴自身の指示によって描かれた内容かという問題を常に孕むものの、その絵柄自体は、本文内容あるいは場面理解を視覚的に補佐する効果が認められる。本書に「雷」が多く登場することは既に竹野氏により指摘される。⁽¹⁸⁾この神罰的意味合いを持つ「雷」の紋様が、恋に落ち道を誤る女達に纏いついており、とりわけ巻二ではおせんが破滅する遠因となった《男女同伴のぬけ参り》におせんを連れ出した老女ごさんが嫁入り道具として準備するという、象徴的な挿画となっている。⁽²⁰⁾

すなわち、巻二の中盤を占める「ぬけ参り」は、不埒な行為に興じたおせんへの神罰を読者に予感させながら、実際にはおせんは、ごさんによって仕掛けられた結婚後に周囲の不信から屈辱を蒙り、これが遠因となって破滅するという意表を突く展開を可能にする効果的な仕掛となっていることが理解されるのである。

二、おせんの人物造形と《貞女》の類型

本話に描かれるおせんの破滅は、おせんが《ぬけ参りに男女同伴した》ことを遠因とすると解釈できる。ただし、おせんは第一章冒頭で「棟高き町屋に腰元つかひして、月日を重ねしに、自然と才覚に生れつき、御隠居への心づか

ひ、奥さまの気をとる事、それよりすへくの人に迄あしからず思はれ、其後は内蔵の出し入をもまかされ、此家におせんといふ女なふてはと、諸人に思ひつかれしは、其身かしこきゆへぞかし」と、理想的な奉公人である姿が述べられた次に「情の道をわかまへず（中略）かりそめにたはふれ袖をつま引にも、遠慮なく声高にして、其男無首尾をかなしみ、後は此女に物いふ人もなかりき」と、ごく潔癖な様子が語られ、この描写が、おせん（23）の性格を理解する上での重点となっている。しかし、腰元仕えするおせん（24）の、男性からの接触を極度に嫌う潔癖な態度は、必ずしも本来の性情に基づくと捉える必要はないのでなからうか。

腰元仕えする女の描写として、例えば『二代女』巻三の一「町人腰元」で一代女が呉服商へ腰元奉公する際、万事箱入り娘の風を装いお姥様からの信用を得て「人、手をとれば上氣をし、袖にさはればをどろき、座興いふにも態と声あぐれば、すゑく名は呼で、うつくしき姿の花は咲ながら、梢の生猿くといひふれて、まんまと素人女になし」たとする場面は、男慣れしない潔癖な振舞いが、腰元としての『理想的な類型』であったことを示している。すなわち、おせんは奉公先という場において「かくありたき」理想像を真面目に体现しているのであつて、おせん（25）の《場に相応しい振舞いを無意識的に演じる》という姿勢は、他の場面においても同様である。「口上手」のこさんに説得されれば「自然となびき心」になつてまだ見ぬ樽屋との逢瀬を空想して浮かれ、人妻になつては理想的な妻女としての姿を体现するも、ひとたび濡れ衣を着せられるや否や反道徳的な悪女に豹変するおせんから一貫した純潔性は汲みとれず、むしろ、自らが置かれた場に應じて心のありようを変容させる、軽薄で「うつり気」な女として描かれていると評価すべきであらう。

同様に、樽屋からの「百たびの文」を無視し続けたおせんが、こさんの説得に素直に従い容易く樽屋に靡く描写には、やはり先行作品に描かれる『貞女』の類型を利用してゐる点が窺われる。

『好色五人女』巻二における「ぬけ参り」の意味（速水）

近世には「女性の教化啓蒙を主旨とした」女訓書が陸續と刊行されたが、その中で万治四年刊『女郎花物語』（北村季吟著か、三卷）⁽²⁵⁾上巻十には次の一節が載る。

十 若き女の。親はらからのほかくしきもなきは。つゐのよすがと頼まん人をよく見定て。とく、定かに、持つべき事なり。親などあれば、其親のはからひて。いかにもく、宿世にまかせて、身をおさめ侍るべきを。ひとり、あばらなる家にさまよふ女子は、さるべき男の定まりたるもなく侍らば。これかれ、人々懸想じ。文通はしなどして、をのづから女の心もうかくしくなり。はかなき浮名など言ひ立てられては。根を絶えたる浮草のやうによるかたもなく、身も漂ふべきわざなりけり。

若い女性は、親のない場合は特に夫選びに慎重でなければならず、貧しい暮らしの中で男に言い寄られるとつい靡きがちになるのを戒めよと説く。

これと同様の教えは、同書所収の次の逸話にも見られる。

七 堀川院の、懸想文合せに。中納言俊忠

人しれぬ思ひありその浦風に波のよるこそいはまほしけれ

と、いひやり給へる返しに。女一宮紀伊

音にきく高志の浜のあだ波はかけや袖のぬれもこそすれ

女の道に、心ざしある人は。親など取まかなひて。縁につけ侍らば、とにかくに告げて、あひ添ひ侍りなん。もし、親もなく、宮仕へしてあらん人などは、これかれ若き人々言ひ寄る事ありとも。大かたならん事などには、軽々しく靡き侍るまじきわざにこそ。

本話に取り上げられる紀伊詠歌は『金葉和歌集』三奏本所収歌であると同時に『百人一首』七十二番歌としてもよ

く知られる。天和元年刊『百人一首拾穂抄』(北村季吟著)⁽²⁷⁾では、歌意を古注に倣い「この人はをとにきこえしあだ人なれば。かやうの人には契りをかけじ。もしもさやうのあだ人になれなば。あたずらに物おもひとなりて袖をぬらすべければと也」と解説する。これは同歌の解釈としては穏当な内容で、慶長二年写『百人一首抄』(中院通勝写)⁽²⁸⁾においても「あた波とはあた人と云心也たかしの浜とはかくれもなく音にきこえたるあた人と云義也かけしやとは契をさやうの人にはかけましきとの義也か、るあた人に契をかけは必物思ひと成へきと云心を袖のぬれもこそすれとはいへる也」と注釈される。この、男の不実を物思いの種として論い、契りを結ぶことを拒否した返歌であるとする伝統的な解釈に対して、婦道に則った夫選びを推奨し、軽々しく男性の誘惑に乗る浮薄を戒めるとする『女郎花物語』の解釈には、同歌を女訓に援用せんとする根源的な理論のすり替えがある。すなわち同話は、親(庇護者)の許しなく簡単に男の誘惑に靡くべきではないとする、当時の女性にとり必須の良識を説くため、紀伊の和歌を些か牽強付会めいた逸話として引用しているのである。

未婚女性の心得は、寛文元年序『比売鑑』(中村惕斎著)⁽³⁰⁾卷三に「毛詩に曰く妻を娶る事如何、必ず父母に申す(中略)媒にあらざれば得ずと。父母にも許されず媒もなくして、男女の狂合ひたるは、鳥獸の行為なれば人にはなき事なり」と明記されてもおり、当時既に、親の許し又は仲人なくして男性と通じることは「人にはなき事」との教化が浸透していたことを示す。⁽³¹⁾おせんが樟屋の「百たびの文」に一切靡かなかつたのは、おせんの本来的な心根によるものというよりは、女訓書に説かれる『貞女』像を真面目に体現したものであると捉えるとき、おせんが実際の行動において見せる『移り気で軽薄』な振舞いは、実は類型化された『貞女』像に包まれたおせんの本性として描かれていると理解出来ることになるう。

『好色五人女』卷二における「ぬけ参り」の意味(速水)

三、「子おろし」という設定―「いさん」の造形

理想的な腰元として振舞う《貞女》であつたはずのおせんは《移り気で軽薄》な女の本質を喝破したこさんの巧妙な誘いに乗って「ぬけ参り」に出立したことになるが、こさんが、樽屋とおせんとに必然性のないぬけ参りを唆した理由について考えるにあたっては、こさんの「子おろし」という設定に注目したい。

「子おろし」すなわち堕胎や間引きは、特に近世の農村部においてしばしば行われ、明治以降も地域によっては行爲の痕跡を窺うことが出来る。⁽³³⁾これらの行爲は、明和四年に間引き禁制の町触が公布されてのち、近世末に至って各地で教化政策の対象となり『子孫繁昌手引草』（安政四年下総平山忠兵衛再板）等をはじめとする教諭書が多数出版されている。⁽³⁴⁾

翻つて元禄期以前に対策を講じるべき問題とされたのは、堕胎や間引きよりもむしろ捨て子であつたらしく、慶長七年の町触を嚆矢として継続的に捨子禁制の町触が公布されているが、樋口政則氏は、同様の町触が頻発するのは捨子が減らないことに起因し、さらには生類憐み政策として名高い「捨子并生類覚」（貞享四年四月公布）は、公儀が「小百姓自立や『百姓経営数の維持・拡大』をめざそうとする方針からは強権で捨子を抑えるという政策には踏み切れず、建前では禁止をうたいながらもむしろ黙認せざるを得なかつた」状況を、この町触によつて強権発動の根拠を得たと分析する。⁽³⁷⁾つまり、主として経済的事情から養育し難い子を捨てることが社会問題となつていた状況下で、これを出産前あるいは出産時に解決する措置として、堕胎や間引きは暗黙の了解を以て行われていたと推測される。

加えて、都市部における堕胎・間引きは、僻地及び農村部のそれとは事情が異なつていたこともまた、多くの先行

研究による指摘がある。⁽³⁸⁾ 子おろしの看板出置禁止の町触（寛文七年五月公布）⁽³⁹⁾ が示すように、近世初期の都市部では公然と墮胎を生業とした者が存在し、多くは奉公人同士に代表されるような、夫婦関係にない者が妊娠し墮胎が必要となった場合にその役割を負っていた。

ところで、遊興的行為の結果として妊娠した末の墮胎にまつわる逸話は、近世以前の文献にも確認される。『三国伝記』巻第八「上総国極楽寺郷居住高階氏の女無想の事」⁽⁴¹⁾には、僧侶を墮落させ、妊娠した多くの子を間引きした罪によって凄惨な死を遂げ、死後も責め苦に苛まれる女の逸話が載る。

和云、中比、上総国北山辺郡内、願成寺の近辺、小井戸と云所の芹沢に、娼女有り。貞和二年六月一日に、重病を受け、同九日に悶絶躑躅して死去し畢ぬ。角て同年十一月廿三日の夜、同郡の極楽寺の郷に住する高階氏が女房夢に見けるは彼の小井戸の女性、色の黒き事墨の如く、髪は天に生登り、爪は一寸計長くして、身疲衰たる事影の如し。（中略）件の女性親に取付き、泣々苦説悲しみ語りける様は「我在生の時、心拙く而多の律僧を落し、多の子を懐妊すと云へども、人目を忍ぶ事なれば一人として取擧ること無く、或は土に埋み或は水に沈む。彼の罪障重き故に苦痛身を逼むる事限りなし（以下略）」。

本話において、女が地獄落ちした背景に僧侶を墮落させた罪が存在するのは言うまでもないが、産まれた子を土中埋没、又は溺死させた「罪障重き故に苦痛身を逼むる」と語る姿からは、売春の結果としての子殺しに対する認識をも示唆するし、同状況下においては、当時既に右のような方法で間引きが行われていたことを明瞭に示している。⁽⁴²⁾

このような墮胎・間引きにまつわる逸話の中には、近世に至ると、母親のみならず、墮胎を請け負う産婆の末路を描いたものが見られるようになる。

京の五条西の洞院に、七がか、とて子産ませの産婆有しが、しかも子をおろす事の上手也。孕みたる女ども、頼

『好色五人女』巻二における「ぬけ参り」の意味（速水）

みにゆけば、^(一) 毒をさして子をおろし、質を取りて、ゆるくと世を渡る事、年久し。承応の初め、^(二) 患ひつきて、打臥し、大熱氣夥し。目は血を入たるごとく赤くなり、耳はつぶれて聞こえず、手足をあがき、謔言には「あら恐ろしや、赤子共の四方より集まりて、我に取付き責むるぞや。手足へも、後へも、喰ひつきて苛み、髪の毛をかなぐりて抜くなり。あら痛や苦しや、これく見えぬか、取のけてくれよやく」といふ。^(三) 西寺町、西方寺の長老を呼びて、様々勧めらるれども、耳にも入らず、人をも見知らず、^(三) あがき死しけり。命の内に、日比の悪行の報ひけるこそ悲しけれ。まして来世の事、思ひやられて、あはれなり。

〔寛文元年刊『因果物語（平仮名本）』巻五―六〕はらみ子をおろして、むくひける事⁽⁴³⁾

ここでは、墮胎をも請け負う産婆が、その罪障により凄惨な死を遂げたのち地獄落ちするという因果応報譚が語られているが、このような逸話は、ほぼ内容を変えずに受け継がれていることが、次に挙げる例からも確認される。

〔前略〕河内国鳥飼の郷に取り上げ婆有り、此婆墮胎の名人にて、^(二) 多くの銀を取て請けあふて子をおろすゆへ、子とり婆といふ。是によつて家ますく富めり。ある時、婆が夢に若き女四人来り。面々、位牌を婆が前に直し「先には胎内の子をおろし給はりたるにより、我々も共に三途の苦界に沈み血に穢れて永劫の愁へを受け侍る。是は墮胎の厄札に参らする」〔中略―子とり婆は〕うちおどろきけるが、夫より^(三) 感熱の病をうけ、苦しげに叫びける。煩ひつきて三日めの夕暮に、見舞にゆきし隣のか、共を枕近く寄せて、くどき泣けることぞ無残なれ。「淫を勧め人を殺す、二つの仕業の重きを今こそ思ひしらねぬ〔中略〕」と苦しき息の下より云ひおはり、^(三) 七転／＼八倒あがき死に倒れける、むくいこのほど恐るべしとも中々。

〔明和九年刊『西行諸国断』巻四の五〕「隠婆懺悔」⁽⁴⁴⁾

傍線に示すように、墮胎をも請け負った産婆が、その罪により^(二) 熱病に苦しみ^(三) 「あがき死」ぬという酷

似した最期を迎えるが、殊に波線を施した「淫を勧め人を殺す」ことを二つの重罪とする台詞は、墮胎業の盛行を狙って産婆が淫行を斡旋していた事情をも匂わせ、さらには『三国伝記』の地獄落ちした女との共通項ともなっていることが指摘されよう。このような墮胎を請け負う人物（産婆）が罪深い存在であるとの認識は、元禄十一年刊『篇突』⁽⁴⁵⁾（李由・許六編）の所収句「一五七 灌仏や我が罪を泣子取祖母」という、灌仏会に寺参りした産婆が自らの罪の重さを泣く姿を詠む句からも窺える。西鶴は、檜屋おせんの仲人役を担うに過ぎないはずの人物に、極めて不吉な印象を持つ職業にあつた老婆を充てているのである。

このような淫行の末の墮胎が重い罪業であるという認識の存在は「子おろし」という設定がごさんに「報いによる悲惨な死」を拭い難く背負わせるものであることを示す。加えて、傍線（一）には産婆が墮胎によって多額の報酬を得ていたとあるが、これは墮胎業を辞めたことよつて「一日暮しの命」となつたごさんの境遇に共通しよう。⁽⁴⁶⁾つまり、ごさんは不吉な《死》が暗示される存在であることに加え（昔榮えたが今は）零落した（老）女として設定されていることになる。

ごさんの持つこのイメージは、墮胎業とは別方面からも増幅されている。ごさんは檜屋の恋を叶えるため、七月二十八日の馬鹿踊の夜おせんの奉公先に駆け込み「踊見物に身を飾つて出向いたものの男達に相手にされず老いを痛感し、諦めて帰ろうとした所を、おせんに執心して錯乱した男に襲われた」とでつち上げ、夜も更けてのち自宅の「小家」に送り届けられる。

第一章のごさん登場場面には、吉江久弥氏により謡曲『檜垣』の俳諧化が見られることが指摘されているが、加えて、冒頭から第二章までのごさんに関する描写には、謡曲『関寺小町』からの影響が窺える。⁽⁴⁸⁾やや長くなるが、以下に同曲の梗概を述べる。

『好色五人女』巻二における「ぬけ参り」の意味（速水）

ある年七夕の夜、近江関寺の住僧が、歌道を極めたという老女を「物語をも承らばや」といつて訪ねる。そこで老女が、小野小町詠「わびぬれば」の歌を「わが詠みし」と口走ったため、住僧は目の前にいる老女の正体が小町であると気づく。正体が明らかとなった小町は「恥かしやわびぬれば。身を浮草の根を絶えて。誘ふ水あらば今も。いなんとぞ思ふ恥かしや（中略）」^二恋しの昔や忍ばしの古の身やと。思ひし時だにも。又古事になり行身の。せめて今は又。初めの老ぞ恋しき」^三関寺の鐘の声諸行無常と聞くなれども老耳には益もなし」と嘆く。住僧に七夕の祭見物へと誘われ同行した小町は、童舞に浮かれ「狂人走れば不狂人も走るとかや」と語り、自らを狂人と称して踊り出すも、老いて弱った手足では舞うこと叶わず、昔恋しと歎きながら^三草庵へと去る。

卷二と『関寺小町』とを比較する時、まず「七夕」という時期設定自体が冒頭の場面と一致することが指摘されるし、こさん登場場面の「一日暮しの命のうちに、寺町の入相の鐘も耳にうとく、浅ましいやしく」とある部分は傍線部三「関寺の鐘の声（中略）老耳には益もなし」と同様、老いへの歎きから来る感覚に依っている。⁽⁴⁹⁾続く馬鹿踊で男達に相手にされず落胆したこさんが「女は若きうちものごと、少しは昔のおもはれ」と語る場面は、傍線部二に見られる若かりし自らを追慕する小町の歎きを彷彿させるものといえよう。纏めると、本場面全体におけるこさんの《馬鹿踊見物に向く》↓《老いの衰えを痛感した》帰道、男に襲われる↓《小家にもどる》という一連の動作は『関寺小町』の、住僧に誘われ《祭見物に向く》↓舞うに舞えず《自らの老いを思い知る》↓嘆きつつ《草庵へと帰る》小町の所作と相通じており、こさんには老いた小町の面影が付与されていると認められる。

ちなみに先述した《零落した老女》に《死》のイメージを重ねる発想は、小町においても同様のものが見出せる。

六三五 うらみなりはや鐘をつく心だま 本秋

六三六 今百とせの姥も談義へ

益翁

六三七 用桶にいり前の事おもはれて 西鶴

(延宝六年刊『大坂壇林桜千句』⁵⁰)

本秋句の「はや鐘」から傍線部三「関寺の鐘の声」を連想し、同曲結びの「百年の姥と聞こえしは、小町が果ての名なりけり」を用いて「百とせの姥」と付ける。そこに西鶴は「用桶にいり前の事おもはれて」と付けるが、ここには「はや鐘」から「百とせの姥（小町）」を導き、談義の内容として、来るべき「用桶（棺桶）」にかかる「入前（費用）」への心配を持ち出すという、幾分諧謔味を含みつつも《零落した姥》が間もなく迎えるであろう《死》に不安を感じるといふ発想が見出せる。

こさんに付与された幾重もの要素のうち、特に「子おろし」という設定は、若い頃の罪業による繁栄をも暗示しつつ現在の零落した姿を協調するとともに、避け難い凄惨な死と、死後の罪障による責苦を想起させるものと解釈することが出来る。そしてこさんが、この自らの罪業を十分承知していることは、樽屋に「身に覚での因果、なをゆくすへの心ながらおそろしき事を咄しける」と語る場面からも明らかとなる。一方で、伊勢参宮によつて地獄落ちをも免れるとする逸話がまことしやかに存在した⁵¹当時の社会的感覚を考慮すれば、作中で参宮の必然性が見いだせる人物は、樽屋おせんではなく、実はこさんの方ということになる。すなわち、おせんの破滅を導く仕掛として機能する「ぬけ参り」は、神仏の救済を渴望する立場として設定されたこさんが持ちかけることによつて違和感なく場面に導入されると同時に、「不埒なる」行為を樽屋との逢瀬に浮かれて容易く了承する、おせんの軽薄さを強調する効果が認められるのである。

『好色五人女』巻二における「ぬけ参り」の意味（速水）

おわりに

奉公先で《貞女》の類型を体现していたおせんは、恋に浮かれこさんの思惑に乗せられたがために、現実世界において非難されるべき人物に墮し、そのことを遠因として夫ならぬ浮気相手のために命を落すという皮肉な結末を迎えた。以上の展開を可能にしたのが「子おろし」の老婆に提案された男女同伴の「ぬけ参り」であり、このいたずらな行為による因果応報が、最終章の展開に強い説得力を持たせる仕掛として機能していると考えられる。

『好色五人女』刊行の直前に起こった事件を描く本話の中で、読者周知の内容が第四章までに全く触れられず、皆さんによって導かれた物語の末、『歌祭文』には哀切に満ちて謡われるおせんの死は、むしろおせん自身の「移り気」が招いた自業自得として書き換えられる。⁽⁵²⁾西鶴の「意図的な仕掛」によって展開する本話は、実話を題材にしながらも、生々しい実録の域を超えた当代女の本質を突く重層的な物語としての姿を獲得したのである。

注

- (1) 本書への評価について、江本裕氏は「非人間的な道徳や掟や体制に反発する女性を描いたとする見解と、そうではなく、主筋は五人の女性の恋にありながらも、実質は個々別々の世態・人情の描写を繰り広げることにあつたとする見解が鋭く対立している」と概括し「谷脇氏は、この二つの見解を踏まえつつ、作者の手腕は、読者周知の事件を、読者たちのモデルにする評価を崩さない範囲でフィクション化すること、並びに面白く文学化することにあつたとされ、作者の対読者意識の面から新たな照明をあてられた」と述べる（『好色五人女』論―浄瑠璃との関わりを中心として―」新典社研究叢書一六九

(5) 引用本文は『近世御仕置集成』（小寺鉄之助編、宮崎県日日新聞社史料編会、一九六二）に拠る。

(6) 新城常三著『新稿社寺参詣の社会的経済的研究』（塙書房、一九八二）第十一章第一節には、仙台藩に抜け参りに出た者を牢舎に繋いだとの記録があるほか、抜け参りの女子が小田原藩内の関所で追返となったとの記録が報告される。なお同書によると、このような各藩の措置は、元禄期半ばから徐々に緩和される傾向にあったという。

(7) 注(6) 新城氏前掲書第十一章第一章。なお、被支配者の抜け参りについて同氏は「女子及び若者、雇傭人に対しては、一般家長以上の強い封建的・共同的規制が加えられ、彼等の旅を家長以上に困難にした事は事実である」ことをひとつの根拠として挙げる。

(8) 男女同伴での抜け参りに係る神罰については、『五人女』と同時期に刊行された浮世草子『好色伊勢物語』（貞享三刊）等にも描かれていることが、既に『好色五人女全注釈』（前田金五郎著、勉誠社、一九九二）に指摘されている。

(9) 本文は、国文学研究資料館蔵マイクロフィルム（請求記号三三二一八五一六、原本所蔵者・四国大学凌霄文庫）に拠った。

(10) 『西鶴織留』本文は『新編西鶴全集』本文編第三巻に拠る。なお、本稿に引用する西鶴本浮世草子本文は、全て同全集に拠る。

(11) 南方熊楠著「奇異の神罰」（『南方熊楠全集』第三巻、平凡社）には、女性と交渉をもった破戒者が神罰（仏罰）を蒙った話が複数紹介される。

(12) 伊勢参宮と参宮説話に関しては、拙稿「近世前期文芸における大神宮と伊勢参宮」（『神宮と日本文化』皇學館大学出版部、二〇一三）に大概を述べたが、成稿にあたっては倉員正江「伊勢参宮と出版」（『富士昭雄編『江戸文学と出版メディア』笠間書院、二〇〇一）並びに新城氏前掲書（注(6) 参照）を大幅に参照した。また、参宮の禁忌による神罰は前田氏前掲書に詳しいことは注八に述べたとおりであるし、さらには『元禄世間咄風聞集』（長谷川強校注、岩波文庫、一九九四）元禄十四年条には「巳の三月、江戸村松町之者伊勢へ参宮致候其留主にて、女房隣家の山伏と密通いたし、山伏宅へ御府所望に参候

処に山伏たわむれをいたし、交合仕候得ばはなれ不申候（以下略）」との逸話が載る。ここでは、ぬけ参りに訪れた男女自体ではなく「夫の参宮中不貞を働いた妻への神罰」へと話型が変化している。

(13) 竹野静雄氏「『好色五人女』の性愛表現」(『江古田文学』第五十一号、二〇〇二・一一)。

(14) 野田寿雄氏は、おせんの潔癖な性情が第五章で急激に変化することについて、それまでの構成が「腰くだけ」になったと評価する。ただし中盤の「ぬけ参り」の場面自体は高く評価し、密通事件の「後味の悪さ」やおせんの性格のゆれについて、西鶴が「彼の女性観に由って、歌祭文の裏を行っている」と分析する(『日本近世小説史 西鶴編』勉誠社、一九九八)。

(15) 竹野氏前掲論文(注(13)参照)。

(16) 卷三で雷紋様の衣装が描かれた挿絵はないが、おさんの死が物語上確定するのは、霊夢の中で文殊菩薩の出家への勧めを拒否した時点であり、卷三には、これ以後の場面に挿絵自体が存在しない。

(17) 彦根市博物館蔵、通称彦根屏風。第一扇右側に描かれる椿を持つ少女の小袖が銀青地に朱色の稲妻紋様となっている。なお同図は、近年では『大浮世絵展図録』(読売新聞社、二〇一四)に詳細な解説を載せる。

(18) 信多純一「西鶴迷絵考」(『語文』三三三号、一九七四)、「中世小説と西鶴―『角田川物かたり』と『好色五人女』をめぐって―」(『文学』四四一九号、一九七八)参照。

(19) 長澤麻衣子「『好色五人女』卷二における物語の形成」(『大妻国文』四二号、二〇一一・三)参照。

(20) 竹野氏前掲論文(注(13)参照)。

(21) 本文中に、衣装をこさんが準備したとする記述はないが、第四章の挿画には、他章でこさんとして描かれる老女がこの衣装を畳んでおり、おせんに稲妻紋様衣装をこさんが用意するという趣向もまた、挿画によってのみ示される。

(22) 腰元に要求される潔癖な態度は、家内の風紀も関係しているようだが、『色道大鏡』(新版色道大鏡刊行会編、八木書店、二〇〇六)

『好色五人女』卷二における「ぬけ参り」の意味(速水)

「第八 腰本篇」に「腰本女は^{〔中略〕}武家には法度きびしければ、男と通ずる事あたはず、官家も亦しかり。しかりといへども、其主人是を犯すに難なし。町人もまたしかり」とあり、主人の手がつき得る事情が背景にあった。

- (23) 久七は屋敷から放逐されたち別の女を妻として「せんが事つる忘れける」とあるが、この心変わりを西鶴は「人はみな移気なる物ぞかし」と評する。さらにおせんが樽屋と結婚して幸せな夫婦生活を描いたのち「一切の女移り気なる物」として当代女性への批判を展開しており、人の「移り気」な性情の描写が本話の眼目の一つであることを示唆する。西鶴の町人描写について、水谷隆之氏は「利己的で無節操な行為を誇張し、その不実や小賢しさを滑稽に描き出すこと」に重点が置かれており、『五人女』各巻の女は「表面的な事実と自身の性的欲求による〈好色〉性とに流され」た末に「禁忌」を犯したと分析し、最終章におけるおせんの変容が、移り気という「女性の性」に起因すると指摘する（『西鶴好色物の女人像』『西鶴と団水の研究』和泉書院、二〇一三、初出『国文学解釈と観賞』七一―一二、二〇〇六・一一）。

- (24) 『日本古典文学大辞典』（小学館）「女訓物」解説による。

- (25) 本文は『仮名草子集成第八巻』（東京堂出版、一九八七）に拠る。ただし、表記及び句読点を適宜改めた箇所がある。

- (26) 『新編国歌大観』第一巻に拠る。なお『金葉集』本文では、第二句を「たかしのうら」とする。

- (27) 本文は『北村季吟古注釈大成』四十四巻（新典社、一九七七）に拠る。

- (28) 『拾穂抄』に先行して出版された寛文十三年初印『百人一首基箭抄』（北村季吟序）でも「かゝる人（あだ人）に契りをかくるならば必。はてはものおもひとなりて袖のぬる、物ぞと也」とあり、該当歌の歌意を将来の物思いへの不安と解釈するのは極めて一般的であった。

- (29) 本文は、京都大学附属図書館中院文庫データベース（請求記号・260760）に拠る。

- (30) 本文は『近世教育思想大系』十六巻（日本図書センター、一九八〇）に拠る。

- (31) 延宝九年刊『名女情比』（五卷）巻四の六「勾当内侍新田義貞にあひ初給ふ事」では、新田義貞が勾当内侍に恋文を送った際、内侍は「君のきこしめされん事も、はゞかり有とて。よにあはれげなるけしきにみえながら。手にだにとら」なかつたとある。後に義貞と仲睦まじい夫婦となった勾当内侍は、義貞戦死後出家したことにより『本朝女鑑』をはじめ多くの女訓書に採られるが、義貞の求婚を帝に憚って「あはれげ」に思いながらも拒否したくたりは『名女情比』に至って初めて描かれる。
- (32) 中世末期から近世前期にかけての農村部における墮胎・間引きの記述は、弘治三年成立『イエズス会日本通信』記事（其家を維持するには一人又は二人を以て足れりと云ひて幼少なる時之を殺せり）や元禄十四年刊『人国記』陸奥国記事等、多くの文献に見られることが『間引きと水子―子育てのフォークロア―』（千葉徳爾・大津忠男著、人間選書六七、農山漁村文化協会、一九八四）等の先行研究によつて指摘される。ただし大津忠男氏は、これらの記述者は常に都市部の知識人階級にあり、間引きの事実を客観的に記述してはならず「自分なりの解釈を文章化して、この行為をきびしく責め、極たる悪として断定している」と分析する。またこれは日常的行為ではなく、飢饉等の危機が訪れた際のやむを得ぬ犠牲であった可能性を指摘する。
- (33) 高橋梵仙著『日本人口史之研究 第二』（日本学術振興会、一九六二）余禄記事（岩手県北部では、不義の子の間引きは同二十四、五年頃まで続いた）等。また恩賜財団母子愛育会編『日本産育習俗資料集成』（第一法規出版株式会社、一九七五、日本図書センターから再出版、二〇〇八）にも、栃木県南部に残る間引きの噂が記録される。また、仙台藩等に現存する子殺しについての史料は『近世日本マビキ慣行史料集成』（太田素子編、刀水書房、一九九七）に詳しい。翻つて、安政六年刊『經濟要録』（佐藤信淵著、十五卷）にある「陸奥・出羽国において毎年数万の出生児が殺害されている」という記述の正確性について大津氏は、信淵の記述した数値は誇大表現であると批判し、近世後期以降、墮胎・間引きが赦し難い悪と看做されたために殊更その残酷性と日常性とが強調されたと分析する（『間引きと水子』）。

『好色五人女』巻二における「ぬけ参り」の意味（速水）

(34) 注(33) 高橋前掲書第二第三部には『子孫繁昌手引草』のほか、愛育・殺児禁止を説く教諭書の解題が多く掲載される。

(35) 当時捨子は、『野ざらし紀行』にも「富士川のほとりを行に、三つ計なる捨子の哀げに泣有。この川の早瀬にかけて、うき世の波をしのぐにたえず、露計の命を待まと捨置けむ」と描かれるように、人通りの多い主要道路や町中の辻に置かれるのは珍しくない風景であった(「四つ辻―捨子」『俳諧類船集』)。

(36) 「一捨子有之候ハ、教育致置、早速御役所江訴上ケ可申候(以下略)」。同様の町触は、貞享四年を端緒に、元禄期にも数度に亘り公布されている(『御触書寛保集成』)が、捨子の届出は、貞享四年には「早速不及届」、発見者とその地域が擁護するよう改変される。さらに元禄三年には新生児の記録義務付け、元禄九年には妊娠を大家地主に届出た上、出産時の状況も報告するよう改訂される。

(37) 樋口政則著『不思議の村の子どもたち―江戸時代の間引きや捨子と社会』(名著出版、一九九五)参照。同書で樋口氏は、間引きや堕胎の取締りが厳しくなかつた背景に「間引きや堕胎を生み出す事情への曖昧な許容」(太田素子「少子化と近世社会の子育て」『家族の社会史』岩波書店、一九九一による)があり、それが子殺しの衆俗化を生み、社会の暗黙の支持を齎したが、そこに領主や宗教者の教諭活動により葛藤が生まれたと分析する。

(38) 『比売鑑』述言巻五に「吾が生みたる子を殺すこと等は(中略)皆人の為すべき業にあらず。人の得為ざる事するは非人なり」と説き、巻十一には「家貧しくして子を育つる力なければ、速き鄙人などは、産る、はじめに殺す者あり、さすがに殺すことをせいで棄つる者あり」とあり、京都に生きた儒者・惕斎にとつて子殺しは悪業の極みであると同時に、僻地での貧困による嬰兒殺しは珍しくはないと認識されている。注(32)・(33)の指摘と併せ考えると、中世末から近世前期における都市部と農村部との間には堕胎・間引きに対する意識に甚だしい懸隔があったことが指摘される。

(39) 「一子おろしの看板出置商売致候もの之候ハ、堅無用ニ可致候由被仰付候間、町中無用ニ可致候、縦かんばん出不申、内々

二而致候者若在之候ハ、町内ニ置申間敷候、右之通、樽屋ニ而被申渡候、未(寛文七)五月二日(『御触書寛保集成』)。

- (40) 「一浅草森田町勘兵衛店玄意、同所天王町十兵衛召仕久兵衛と申者ニ被頼、同所森田町六右衛門店久三郎所にて、久兵衛傍輩下女玉と申懐妊女之子をおろし候とて、彼之女相果申候ニ付、玄意不屈ニ付、閉門、家主五人組え御預ケ遊以下略 延宝八年酉八月六日(『御仕置裁許帳』)。また、貞享三年刊『好色一代女』卷二の三「世間寺大黒」の「あなた方入ひで叶はぬ子下風葉を、去人に習ふて参つた」と長老が口走る場面や卷六の三「夜発附声」の「むかし血荒をせし親なし子」が出現する等の場面からは、売春や破戒により妊娠した女に対してしばしば墮胎が行なわれた事実を物語る。

- (41) 本文は、『中世の文学 三国伝記 下』(池上洵一校注、三弥井書店、一九八二)に拠る。

- (42) 注(37) 前掲書第二卷では、清原元輔詠歌「男の人の国にまかるほどに、こをおろしてける女の／たらちをのかへるほどをもしらずしていかでしてしかりのかひこそ」(『元輔集』二二一番歌)を紹介する。

- (43) 本文は『仮名草子集成』第四卷(朝倉治彦編、東京堂出版、一九八三)に拠る。ただし表記を私に改めた箇所がある。

- (44) 『西行諸国噺』(半紙本五卷、萩坊奥路序。明和九年正月大坂吉文字屋市兵衛・江戸吉文字屋次郎兵衛板)は西行が語る体裁で全三十二話の奇譚を収録する。ただし、同書には先行作品から骨子を採つたと思しき類話が少なからず収録されるため、該当話が『因果物語』所収話を参考にした可能性は低くない。なお、本文は皇學館大学研究開発推進センター蔵本に拠つたが、適宜表記を改めた。

- (45) 本文は『古典俳文学大系』第三卷「談林俳諧集」(集英社、一九七二)に拠る。

- (46) こさんが零落した境遇にあることについて、先行研究においても自宅周辺の描写に『源氏物語』「夕顔」との関連が指摘される(島津基久「西鶴と古典文学―特に一代男と源氏物語との関係を中心として―」、『国文学の新考察』至文堂、一九四二)。

- (47) 吉江久弥「好色一代女」の成立と謡曲「檜垣」(『西鶴文学研究』笠間書院、一九七四)参照。吉江氏は、こさんに「恋の『好色五人女』卷二における「ぬけ参り」の意味(速水)

道に年老い、死後なお身の懺悔に岩戸へ詣でる檜垣の女を感じるの極めて自然ではないかと思う」と論じる。加えてこざんを形容する言辞「三輪組」が「謡曲『檜垣』の中に姫の歌の重要な部分として語の説明までなされている」と指摘する。

(48) 『関寺小町』本文は、全て『謡曲大観』第三卷(明治書院)所収本文に拠った。

(49) 『対訳 西鶴全集』第三卷では、本場面を「寺町の入相の鐘を聞いても無常を悟ることはできない」と口語訳しており、『関寺小町』の内容により近い解釈がなされている。さらに、「こさんの台詞」すこしは昔のおもはれの「昔」は本場面における『関寺小町』の色合いをいっそう強くする効果を持つ(昔—小町がなれの果)『俳諧類船集』)。

(50) 本文は注(45)に同じ。

(51) 寛文元年刊『平坂名本 因果物語』卷一—三「伊勢太神宮御利生の事」には、不正により大利を貪っていた酒屋が参宮のお蔭で地獄落ちを免れた話が載る。

(52) 野間氏の指摘する歌祭文の存在(注(5)参照)を考慮すると、西鶴の創作範囲を確定するにはなお慎重を要する。しかし、仮におせん長左衛門の参宮が事実であっても、卷二の物語構成そのものが西鶴の意図によるものである可能性は極めて高い。

付記 本論文は、西鶴研究会第三十二回研究会発表会(平成二十三年八月十二日、於青山学院大学)における口頭発表に基づく。

席上並びにその前後、ご意見・御教示下さいました諸先生方に、厚く御礼申し上げます。

なお、本稿は平成二十七年科学学費補助金(若手研究B)「出版メディアを基盤とした江戸板浮世草子・俳諧及び作者の総合的研究」(課題番号26770080)による成果の一部である。

(はやみ かおり・信州大学准教授)